

支 払 基 金
平成 30 年 3 月 29 日

歯科診療行為マスターの更新について

本年 3 月 5 日の公表において、未対応としていた下記の事項等を変更し、歯科診療行為マスターを公表しましたので、お知らせします。

なお、今後、厚生労働省から発出される通知等によっては、変更が生じる場合がありますので、ご留意下さい。

記

1 設定項目の変更

- (1) 基本テーブル項番 3 6 ～ 4 5 「施設基準①～⑩」

2 その他

- 1 以外の変更等につきましては、別紙を参照願います。

別紙

平成30年3月29日

歯科診療行為マスター更新内容

(基本テーブル)

区分番号	診療行為コード	省略名称	更新箇所等
0000-00	315001110	口腔病理診断料(組織診断料)(他医作成標本デジタル病理画像)	留意事項より新設
0000-00	315001210	口腔病理診断料(細胞診断料)(他医作成標本デジタル病理画像)	留意事項より新設

(算定回数限度テーブル)

区分番号	診療行為コード	省略名称	更新箇所等
0000-00	315001110	口腔病理診断料(組織診断料)(他医作成標本デジタル病理画像)	留意事項より新設
0000-00	315001210	口腔病理診断料(細胞診断料)(他医作成標本デジタル病理画像)	留意事項より新設